

平成 27 年度 恵那市総合教育会議（第 1 回）

日時：平成 27 年 5 月 29 日（金）16：00～

場所：市役所西庁舎 4A 会議室

1. 開会

2. 会議の公開について

3. 議題

①恵那市総合教育会議の設置について【報告事項】 資料 1

②恵那市教育振興基本計画の策定方針について【審議事項】 資料 2

③中学校再編に係る進捗について【報告事項】 資料 3

④その他

4. 閉会

出席者名簿

市長	か ち よしあき 可知 義明	
教育委員長	た っ た か ず こ 龍田 和子	
教育委員（職務代理者）	か ま だ き よ こ 鎌田 基予子	
教育委員	い ぐ ち み ち お 井口 道雄	
教育委員	に し お の ぶ よ し 西尾 修欣	
教育委員（教育長）	お お は た ま さ ゆ き 大畑 雅幸	

事務局

まちづくり推進部長	か ち た か し 可知 孝司	
まちづくり推進部次長 （総合政策課長）	こ ば や し と し ひ ろ 小林 敏博	
総合政策課係長	ふ く と う と も あ き 服藤 知晃	
総合政策課主査	す ず む ら え い こ う 鈴木 衛功	

議案説明

教育次長 （教育総務課長）	か どの こう じ ろ う 門野 幸次朗	
教育次長 （教育研究所所長）	お か だ し ょ う じ 岡田 庄二	
教育総務課課長補佐	に し お か つ こ 西尾 克子	

恵那市総合教育会議の設置について

(1) 設置：平成 27 年 4 月 1 日（恵那市総合教育会議設置要綱による）

(2) 構成：市長、教育委員会

(3) 会議の位置付け：教育行政に係る最終判断・決定の場

※地方教育行政法第 1 条の 4 第 8 項：総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(4) 所管事務

①「恵那市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「教育大綱」）」又は、「恵那市教育振興基本計画」策定に関する協議

※地方教育行政法では、市長が策定しなければならない教育大綱について、総合教育会議での協議が義務づけられています。なお、教育委員会が策定する教育振興基本計画について、総合教育会議で教育大綱に替えることができると判断した場合は、教育振興基本計画を教育大綱と見なすことができます。

②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議

③児童・生徒等の生命・身体のプロtection等、緊急の場合に講ずべき措置に係る協議

④その他調整等

(5) その他

■事務局：まちづくり推進部総合政策課

■会議の公開：会議は公開とし、議事録は公表

恵那市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「地方教育行政法」という。）第1条の4の規定により、恵那市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地方教育行政法第1条の3に規定する恵那市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱又は教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による恵那市教育振興基本計画の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) その他、前各号に掲げる事務の調整及び会議の運営に関すること

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(事務局)

第7条 会議の事務局をまちづくり推進部総合政策課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

恵那市教育振興基本計画について

平成27年5月29日

平成28年度からの第二次総合計画の推進に向けて、恵那市の教育の目指すべき姿を明確にし、その実現に向けて教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要である。中長期的な教育の方向性を明確にし、その実現に向けた「恵那市教育振興基本計画」を策定する必要がある。

1 教育振興基本計画とは

恵那市の教育のめざすべき姿を市民に明確に提示して、その実現に向けて具体的にどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにするものである。今後10年間を通じてめざすべき教育の姿と、今後5年間（平成28年度～32年度）に総合的かつ計画的に取り組むべき施策をまとめるものである。 【根拠法令：教育基本法第17条第2項】

2 基本計画骨子案

□ . はじめに

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 恵那市の教育における現状と課題

- 1 教育における現状
- 2 市民の意識
- 3 教育における課題

第3章 基本構想

- 1 基本理念
- 2 目指す子どもの姿、市民の姿

第4章 基本計画

- 基本目標1 生きる力の基礎を養う幼児教育の推進
- 基本目標2 自ら学ぶ力をつける学校教育の推進
- 基本目標3 安心・安全、快適な教育環境の整備
- 基本目標4 家庭、地域における教育力の向上
- 基本目標5 共に学び 生かしあう 三学のまちづくりの推進
- 基本目標6 文化・芸術の才気あふれる次世代の人材育成
- 基本目標7 豊かな人間性と社会性、夢と希望が持てる子どもの育成

第5章 計画の推進と進行管理

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理と見直し

恵那市教育振興基本計画完成までのスケジュール（案）

		総合計画	総合教育会議	教育委員会	策定委員会	作業部会
H27	4月					第1回部会 22日
		骨子の作成				
				・策定委員会設置要綱及び委員名簿の提案 28日		
	5月		・策定方針の提案と承認	・進捗状況の報告と確認 29日		第2回部会 22日
	6月			・進捗状況の報告と確認	第1回委員会 1日	第3回部会
	7月			・進捗状況の報告と確認	第2回委員会	第4回部会
	8月	・基本構想基本計画最終案			第3回委員会	第5回部会
			・振興計画中間協議	・進捗状況の報告と確認		
	9月			・進捗状況の報告と確認	第4回委員会	第6回部会
	10月	・基本構想基本計画答申			第5回委員会	第7回部会
			・振興計画最終協議（承認） ・教育大綱承認	・進捗状況の報告と確認		第8回部会
	11月	完 成				
	12月	冊子の配布				
H28	1月					
	2月					
	3月					

平成27年 3月 6日

恵那市教育委員会

教育委員長 龍田 和子 様

恵那南地区中学校あり方検討委員会

委員長 鈴木 峰夫

恵那南地区中学校のあり方に関する提言書

標記の件について、平成26年6月6日に教育委員会から当委員会が依頼を受けた2つの項目について、当委員会の検討経過を添えて下記のとおり報告いたします。

記

1 提言

(1) 恵那南地区中学校の適正配置条件について

当地区の5つの中学校は、いずれも生徒数が激減しており、この傾向は今後更に加速することが予測される。従って、早急に改善を図る必要がある。

中学校3年間においては、学習や部活動等の諸活動を通して人間形成を図るうえで極めて重要な時期であることから、ある程度の集団の中で切磋琢磨することが必要な条件である。

(2) 学校の統合について

現状を鑑みると、減少傾向にみられる恵那南地区の将来の出生数から5つの中学校を1校に統合し、各地区の平等性を考えた位置に新設することが望ましい。

この統合を進めていくうえで、当該地区の住民や保護者への理解を得る必要があることから、次年度以降は「恵那南地区中学校再編検討委員会（仮称）」を発足し、早期に統合の時期・場所・通学方法等について調査研究、協議を行うとともに、当該地区住民への説明と意見聴取を図る必要がある。また、今後発足される委員会での協議方法としては、専門的な知識を必要とすることから、教育委員会の提案を基にした協議が望まれる。

2 提言の理由

(1) 恵那南地区中学校の現状

恵那市の小中学校児童生徒数は4,198人で、恵那市の人口53,405人の7.9%です。恵那南地区小中学校児童生徒の人口割合は、18,812人に対して1,304人の6.9%です（【資料1】参照）。

また、恵那市の高齢化率（平成26年12月1日現在）は31.16%で、少子高齢化は恵那市のみならず、全国的な問題となっており、人口推移からすると平成47年度の恵那市の人口は38,900人となり、本市も消滅可能性都市の一つに挙げられています。

恵那南地区の中学校の生徒数は、平成 26 年度の生徒数 487 人に対して平成 38 年度には 316 人に減少すると推定されており（【資料 2】参照）、平成 25 年度の出生者 81 人が平成 38 年度には中学 1 年生（【資料 4】参照）となることから恵那南地区の少子化は、今後確実に進行していきます。

恵那市内の中学校では、標準学級数である中学校は、恵那西中学校（12 学級）と恵那東中学校（13 学級）のみであり、平成 9 年度に 3 校が統合して新設された恵那北中学校は 10 年という年月を費やし統合しましたが、現在は少子化によって全学年が単学級となっています。

恵那南地区の中学校は、【資料 2】で示すように平成 26 年度においては岩邑中・山岡中・明智中が複数学級、串原中・上矢作中が単学級ですが、生徒数の推移からみても、現在複数学級である中学校が単学級となる学年が今後できてきます。

教員定数は、学級数に応じて岐阜県教育委員会から配置される（【資料 3】参照）ため、小規模の中学校では所有免許外指導や非常勤講師による指導をせざるを得ず、更に定数以外の加配教員も今後は確約できないのが現状です。このことは、子どもたちに確かな学力を身につけさせることができない状況につながります。

部活動においても、【資料 5】にあるように限られた種目を選択することしかできず、特に集団で行う種目をやむなく廃部にしていかなければならないなど部の存続問題、更には合同チームでの参加や学校区を変更してでも部を継続したいといった要望もでてきています。

（2）目指したい教育環境

中学校 3 年間は、人間形成を図る上できわめて重要な時期であり、この時期に恵まれた環境の中で教育を受けることは、その後の人生を左右する大きな分岐点にもなります。このような時期に生徒にとってよりよい教育環境を提供することは、われわれ大人の責務でもあります。

人はより多くの人の中で育つものであり、より多くの人とのかかわりの中で生きる力を培っていくものであると考えます。多様な価値観に触れながら豊かに学習すること、より多くの仲間と切磋琢磨しながら心と体を豊かにしていくこと、仲間と教え教えられるながら学習していくことは、好ましい集団の中で培われていくものです。

先述したように、今後の恵那南地区 5 中学校の生徒数は確実に減少し、その規模は年々小さくなることは避けられない事実です。それにより、「すべての教科において専門性のある教員での指導が難しい」、「少人数での豊かな仲間同士のかかわりあいが多いが難しい」、「少ない部活動で自分のよさを発揮することが難しい」といった生徒の育ちにいくつかの障壁となり、生徒一人一人への確かな学力、豊かな心、健やかな体を培うための教育環境として決して好ましいものであるとは言えません。

文部科学省は、標準学級数（12 学級～18 学級）を定め（学校教育施行規則第 41 条及び第 79 条より）、この規模が 1 つの学校として教育効果が最も期待できるとされています。また、教科担任制をとる中学校では、全ての教科で専科教員を配置するためには、1 つの学校で最低 9 学級以上が必要となります。これらを踏まえ、恵那南地区の出生数から、当該地区の中学校の規模は、文部科学省の標準学級数には満たないものの、1 学年 3 学級以上の規模が適正な教育環境と考えられます。

（3）地域住民の意識

教育委員会事務局により、関係地域・PTA・保護者を対象に説明会が開催されましたが、どの会場も参加者は少なく学校再編への関心は高くありませんでした（【資料 6】参照）。地域において

は「まだ先のこと」「この問題について、まだその気になっていない」「いつかは誰かが考えること」「行政や地域のリーダーが考えること」等の意識があると感じました。

また、地域住民の中には、自然や少人数である環境を求めて定住する世帯も若干あり、居住に対する価値観も様々です。

新恵那市市制発足 10 年を迎えた現在でも、合併前の旧町村内のつながりが強く、学校は地域の要という意識があり、学校が無くなることで地域の衰退につながる不安から統合に強い反発があることも事実です。そのため今後は、保護者をはじめ地域の皆様に小規模校のままにしておくことが子どもを育てて行くうえでプラスになるのかなどを踏まえて情報提供を行い、恵那南地区全体の問題として捉えなければならないと考えます。

(4) 今後の課題

◇統合の時期を検討する上では、平成 31 年度までの合併特例債の有効活用を考慮し、恵那南地区の中学校の統合に向け調査・研究を図り、早期に具体的な方向性を示すよう努めることになるが、地域住民の理解を得ながら検討していく必要がある。

◇実施時期については、恵那南地区中学校再編検討委員会（仮称）の決議を見届けることとする。

◇統合するにあたり、学校の場所及び通学方法、通学時間の負担等について、十分な検討が必要である。

3 恵那南地区中学校あり方検討委員会の活動経緯

(1) 協議内容

平成 26 年 6 月 6 日の第 1 回委員会から提言書提出まで合計 9 回の委員会を行い、恵那南地区の中学校のあり方について、現地視察やワーキング会議等を進め協議を重ねてきました（【資料 7】参照）。委員会では、「同じ市内の中学校で教育環境が違うことは問題である。」「避けて通ることのできない問題である。」「統合するのであれば、現在その時期にある子どもたち・近々この時期になる子どもたちの事を思うと早い方がよい。」という意見もあり、学校再編の必要性に対する理解が深まり、積極的な姿勢が見られるようになりました。

(2) 委員からの意見

委員会から次のような意見がありましたので、取りまとめ報告いたします。

◇望ましい教育環境

- ①大勢の中で切磋琢磨させる時期という認識から、複数学級が望ましい。
- ②各教科で専任の教員が配置され、専門の授業が受けられる教育環境が望ましい。
- ③生徒自身が楽しみ、活気ある学校生活が送られる環境が望ましい。

◇今後の課題

- ①出生数が今後も激減する中で、現在の複数学級が継続できなくなる。
- ②通学時間・通学方法を十分配慮しなくてはならない。
- ③学校と地域が疎遠になる不安がある。
- ④学校と地域が融合した新しいコンセプトを持った学校再編を考える必要がある。

◇課題を解決するための方法

①統合して複数学級を維持できる教育環境が必要。

②通学方法などの条件を整備する。

◇その他の意見

①学校が近く、現在のままでも良いのではないかな。

②人口減少（少子化）をみたとき、今から統合について考えるべき。

③合併特例債の活用期限である平成 31 年度までに進める方が良い。

④遠くに学校が移動すれば、今の地域から離れて居住すると思う。

4 参考資料

【資料 1】恵那市の人口並びに児童生徒数（人）（H26. 5. 1 現在）

恵那市の人口	53, 405（18, 812）	H47 年度には 38, 900 と推定される
中学校生徒数	1, 495（ 487）	H38 年度には 1, 150（316）となる
小学校児童数	2, 703（ 817）	

※（ ）は、恵那南地区の人口及び児童生徒数

【資料 2】恵那南地区中学校の生徒数の推移（人）※H26. 12 月末現在（H25 年度は H25. 5. 1 現在）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
岩 邑 中	157⑥	156⑥	156⑥	148⑥	128⑤	128⑤	125⑤
山 岡 中	124⑤	125⑤	124④	117④	112④	96③	100③
明智中	155⑥	147⑥	130④	112④	116④	114④	113④
串原中	17③	12③	12③	11③	13③	15③	17③
上矢作中	48③	47③	51③	52③	45③	39③	34③
全 体	501	487	473	440	414	392	389

	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度
岩 邑 中	142⑤	137⑤	133⑤	119⑤	114④	123⑤	113⑤
山 岡 中	102③	98③	89③	79③	74③	70③	65③
明智中	109④	117④	134⑤	122⑤	106④	95④	91④
串原中	17③	12③	14③	20③	20③	20③	17③
上矢作中	31③	31③	33③	36③	34③	36③	30③
全 体	401	395	403	376	348	344	316

※○数字は、普通学級数。現行の学級定数は、中 1 は 3 5 名、中 2・3 は 4 0 名。

【資料 3】中学校の教員定数（教諭）

学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
教員定数	6	7	8	9	11	13	14	15	16	17	19

※中学校教員の定数は、学級数により配置人数が決まる。

【資料４】 恵那南地区の平成 24 年度から 26 年度までの出生数の推移（人）

	岩村町	山岡町	明智町	串原	上矢作町	全体	備 考
平成24年度	36	18	39	7	13	113	H37年度に中1
平成25年度	29	19	22	4	7	81	H38年度に中1
平成26年度	27	10	19	2	9	67	H39年度に中1

※平成26年度は2月末日までの出生数。

【資料５】 各中学校の常設部活種目（H 2 6 年度）

学校名	男子部活	男女混合部活	女子部活
恵那西中	野球・バスケット・バレー・テニス・卓球	陸上・剣道・バドミントン・吹奏楽・美術・トレーニング	ソフト・バスケット・バレー・テニス・卓球・家庭科
恵那東中	野球・バスケット・テニス・卓球	陸上・剣道・吹奏楽・芸術・美術・手作り	ソフト・バスケット・バレー・テニス・卓球
恵那北中	野球・バレー・卓球		バレー・テニス・卓球
岩邑中	野球・バスケット・卓球	サッカー	バスケット・バレー・テニス・卓球
山岡中	野球・バスケット・テニス	サッカー	バスケット・バレー・テニス
明智中	野球・バスケット・テニス・卓球	陸上	バスケット・バレー・テニス・卓球
串原中	テニス・卓球		卓球
上矢作中	野球・卓球		バレー・テニス

【資料６】 恵那南地区中学校あり方検討についての説明会の経緯

<u>地域協議会・PTA 等が主催した説明会</u>			
・ 10 月 14 日（火）	上矢作コミュニティセンター	上矢作小中 PTA、保育園保護者	29 名
・ 10 月 20 日（月）	明智文化センター	地域住民	52 名
・ 10 月 22 日（水）	岩村コミュニティセンター	岩邑小中 PTA、保育園保護者等	44 名
・ 10 月 29 日（水）	山岡環境改善センター	地域住民	38 名
・ 12 月 1 日（月）	上矢作コミュニティセンター	地域住民	30 名
・ 1 月 13 日（火）	岩村コミュニティセンター	地域住民	42 名
・ 3 月 10 日（火）	串原コミュニティセンター	地域住民	—
<u>あり方検討委員会が主催した説明会</u>			
・ 2 月 10 日（火）	明智文化センター	市民説明会	28 名
・ 2 月 15 日（日）	岩村コミュニティセンター	市民説明会	47 名

【資料 7】 恵那南地区中学校あり方検討委員会の経緯

恵 那 南 地 区 中 学 校 あ り 方 検 討 委 員 会	第 1 回 平成 26 年 6 月 6 日	委員委嘱、設置要綱について、正副委員長の選任、これまでの取り組みについて、年間事業計画について、教育委員会からの提言依頼
	第 2 回 平成 26 年 7 月 15 日	現地視察（串原小中学校・恵那西中学校・上矢作中学校）
	第 3 回 平成 26 年 8 月 26 日	現地視察の感想、恵那市の中学校適正規模について「小規模教育検討委員会報告書より」各地区でのワーキング
	第 4 回 平成 26 年 9 月 29 日	ワーキング結果のまとめについて、そこから生まれる課題・不安要素について
	第 5 回 平成 26 年 10 月 30 日	各地区毎でのワーキング「テーマ：通学、委員の役割について」
	第 6 回 平成 26 年 12 月 3 日	説明会の開催状況について 各地区でのワーキング「テーマ：教育委員会への提言内容について」
	第 7 回 平成 27 年 1 月 21 日	各役職別ワーキング「テーマ：提言内容に対する意見交換」
	第 8 回 平成 27 年 2 月 6 日	提言内容の確認
	第 9 回 平成 27 年 2 月 19 日	提言内容の承認、次年度の組織（案）について
	平成 27 年 3 月 6 日 13：30～	教育委員会へ提言書の提出

5 おわりに

恵那南地区中学校あり方検討委員会では、提言書を報告するまで 9 回の委員会を開催し、協議を行いました。委員会の中では統合に対して、「慎重に協議したらどうか。」「早期に統合した方が良い。」「統合に変わる改善策はないか。」等の意見がありましたが、提言書に示す「恵那南地区中学校の適正配置条件」「学校の統合」については、本委員会委員の合意を示した内容となっています。

なお、この提言書には記されていない各委員のこれまでの意見や会議録等を附帯資料として添付します。

6 恵那南地区中学校あり方検討委員会委員

○地域協議会代表

- ・勝川 哲男（岩村地域協議会副会長）
- ・大庭 勝徳（山岡地域協議会長）
- ・阿部 道長（明智地域協議会長）
- ・三宅 勝継（串原地域協議会委員）
- ・鈴木 峰夫（上矢作地域協議会長）

○自治連合会代表

- ・西尾 公男（岩村町自治連合会長）
- ・西尾 忠昭（山岡町自治連合会長）
- ・中根 貞好（明智町自治連合会長）
- ・大嶋 和司（串原第3区自治会長）
- ・山内 忠良（上矢作町自治連合会長）

○学校代表

- ・足立 篤美（岩邑小学校長）
- ・丸山 優（山岡中学校長）

○中学校PTA代表

- ・榎本 錦也（岩邑中PTA副会長）
- ・成瀬 和男（山岡中PTA会長）
- ・成瀬 功一（明智中PTA会長）
- ・大島 成通（串原小中PTA会長）
- ・田之上 和代（上矢作中PTA副会長）

○小学校PTA代表

- ・吉村 政則（岩邑小PTA会長）
- ・山本 浩嗣（山岡小PTA会長）
- ・大内 鉄平（明智小PTA会長）
- ・齊藤 賢志（串原小中PTA副会長）
- ・堀 靖広（上矢作小PTA会長）

○保育所保護者会代表

- ・山本 純（岩村保育園保護者会長）
- ・小木曾 守（山岡保育園保護者会長）
- ・丹羽 英樹（明智保育園保護者会長）
- ・澤野 繁紀（吉田保育園保護者会長）
- ・中垣 野歩（串原保育園保護者会長）
- ・大島 孝介（上矢作保育園保護者会長）

○恵那南地区振興事務所

- ・西尾 茂文（岩村振興事務所長）
- ・小木曾 正英（山岡振興事務所長）
- ・門野 幸次朗（明智振興事務所長）
- ・三宅 勝彦（串原振興事務所長）
- ・熊谷 浩（上矢作振興事務所長）

○教育委員会

- ・大畑 雅幸（教育長）
- ・小林 規男（教育次長）
- ・伊藤 勝彦（教育次長）

○事務局（学校再編対策室）

- ・勝川 甲子（学校再編対策室長）
- ・水野 教正（学校再編対策室次長）
- ・市川 新祐（学校再編対策室主任主査）
- ・西尾 克子（学校再編対策室主任主査）
- ・梅村 浩三（学校再編対策室係長）
- ・市川 篤励（学校再編対策室主査）
- ・山田 耕司（学校再編対策室主査）

恵那南地区中学校再編委員会 様

恵那南地区における中学校再編に関する諮問について

恵那市の小中学校は、幼年人口減に伴う児童生徒の減少により、小規模化が進むとともに単学級を余儀なくされる学校が増える傾向にあります。恵那南地区では3年後に3つの中学校がすべての学年で単学級となります。

中学校の3年間は、人間形成を図る上できわめて重要な時期であり、この時期に恵まれた環境の中で教育を受けることは、その後の人生を左右する大きな分岐点になると考えます。また、このような時期に生徒にとってよりよい教育環境を提供することを考えていかなければなりません。

この状況を踏まえて、平成26年度に「恵那南地区中学校あり方検討委員会」において、「適正配置条件」、「学校の統合」の2つの事項について審議をお願いし、『早急に改善を図る必要がある』、『各地区の平等性を考えた位置に新設することが望ましい』という提言をいただきました。

恵那市教育委員会はこの提言を尊重し、中学校再編について進めて行きたいと思います。恵那南地区中学校再編委員の方々には、今後、教育委員会事務局の提示する資料を基に、①学校統合の時期について、②学校統合の場所について審議していただき答申をお願い申し上げます。

平成27年5月14日

恵那市教育委員会

恵那南地区中学校再編委員会設置要綱

（設置）

第1条 少子化に伴う生徒数の減少を踏まえ、恵那市立岩邑中学校、恵那市立山岡中学校、恵那市立明智中学校、恵那市立串原中学校及び恵那市立上矢作中学校（以下「恵那南地区中学校」という。）の再編を行うため、恵那南地区中学校再編委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、恵那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について「恵那南地区中学校あり方検討委員会」の提言に基づき協議を行い、その結果を答申するものとする。

- (1) 少子化に対応した今後の恵那南地区中学校の統合に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校代表
- (2) こども園代表
- (3) 地域自治区代表
- (4) 中学校PTA代表
- (5) 小学校PTA代表
- (6) こども園保護者会代表
- (7) その他教育委員会が認める者

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として当該諮問事項に係る答申が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名、住所及び年齢を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校再編対策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月28日から施行する。

恵那南地区中学校再編委員会委員名簿

	区分	氏名	所属
1	小中学校代表	春日井 尚武	小学校代表
2		小板 忠昭	中学校代表
3	こども園代表	千藤 まゆみ	こども園代表
4	地域自治区代表	山本 純	岩村地域自治区代表
5		西尾 公男	
6		黄地 尚幸	山岡地域自治区代表
7		原田 知典	
8		阿部 道長	明智地域自治区代表
9		堀 真人	
10		安藤 良一	串原地域自治区代表
11		安藤 仁志	
12		川上 貞夫	上矢作地域自治区代表
13		大島 将官	
14		樹神 和昭	恵那市地域自治区代表
15	中学校 PTA 代表	近藤 祐司	岩邑中学校 PTA 代表
16		伊藤 昌治	山岡中学校 PTA 代表
17		松下 雅昭	明智中学校 PTA 代表
18		成瀬 浩司	串原中学校 PTA 代表
19		横光 基	上矢作中学校 PTA 代表
20	小学校 PTA 代表	小川 道義	岩邑小学校 PTA 代表
21		加藤 信之	山岡小学校 PTA 代表
22		渡邊 大剛	明智小学校 PTA 代表
23		川上 渡	串原小学校 PTA 代表
24		高井 良三	上矢作小学校 PTA 代表
25	こども園保護者会代表	森井 清	岩村こども園保護者会代表
26		小木曾 耕司	山岡こども園保護者会代表
27		成瀬 一	明智こども園保護者会代表
28		伊藤 寛隆	吉田こども園保護者会代表
29		堀 雄二	串原こども園保護者会代表
30		川上 翔	上矢作こども園保護者会代表
31	その他教育委員会が認める者	鈴木 峰夫	恵那南地区中学校あり方検討委員会委員長
32		中根 貞好	恵那南地区中学校あり方検討委員会副委員長
33		西村 貢	総合計画審議会代表
34		柘植 麻美	行財政改革審議会代表

恵那南地区中学校再編委員会スケジュール(当初案)

月	委員会	開催日	内 容	備考
			・各組織から委員の推薦	
5月	1回	平成27年5月14日	・委員委嘱 ・諮問 ・正副委員長の選任 ・これまでの取り組み説明、課題報告 ・年間スケジュール説明	
6月	現地視察	平成27年6月5日	・恵那東中学校、恵那西中学校	
	1回	平成27年6月25日	・現地視察の感想について ・これからの学校教育と現在の教育環境について(既存施設の状況資料)	
7月	1回	中旬	・再編において配慮すべき事項について ・説明についての質問等	各園、PTAへの説明会開催 恵南地区の学校見学
8月			・これまでの内容により各組織で協議	地域懇談会等で説明
9月	1回	中旬	・望ましい学校環境について	
10月	1回	中旬	・これまでの内容について審議	
11月	1回	中旬	・これまでの内容について審議	地域説明会
12月	1回	中旬	・答申内容(案)の検討・協議	
1月	2回	上旬 下旬	・答申内容(案)の検討・協議	
2月	2回	上旬 下旬	・答申内容(案)の検討・協議	
3月	1回	中旬	・答申の承認 ・教育委員会へ答申	

※ ◎委員会の回数は月1回または2回となっていますが、実施回数は変更となることがあります。

◎各自治区、学校、こども園への情報提供をお願いします。